

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800168号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900008号

第1 結論

請求者のA事業所(事業主は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和25年4月1日から同年12月22日に訂正し、昭和25年4月から同年11月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和25年4月1日から同年12月22日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年4月1日から昭和26年1月1日まで

私は、C事業のD職としてE事業所に採用され、F担当として、C事業に使われたA事業所のG施設で働き、その後、Hの関係によりI部門があったJ事業所に勤務場所が変わったが、同じ業務で昭和25年12月まで継続して勤務した。しかし、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。E事業所K課から平成2年2月に発行された在職期間証明書を提出するので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所の労務管理関係文書の移管先であるL機関から提出された請求者に係る労務台帳及び履歴書によると、請求者は、昭和23年8月1日から昭和25年12月21日までの期間、C事業のD職として、F担当及びM担当の職務で継続して勤務しており、履歴書のN勤務職歴欄には、「昭和23年3月O地区A事業所ニ入社」、「昭和25年3月G施設移轉ノタメJ事業所ニ轉勤」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、L機関から提出された施設名A事業所と書いてある厚生年金被保険者名簿には、請求者の資格喪失年月日が昭和25年4月1日となっているところ、同機関担当者は、上述の労務台帳はJ事業所の綴りの中にあり、勤務場所

が変わっただけで勤務形態や給与形態が変わることはないと思われるが、同機関が保管するJ事業所に係る厚生年金被保険者名簿には請求者の名前は確認できない旨の陳述をしている。

一方、請求者の厚生年金保険被保険者記録については、オンライン記録によると、昭和24年4月1日資格取得、昭和25年4月1日資格喪失となっているところ、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者に係る記録は、標準報酬等級並ニ適用年月日欄に「28.11.1」のゴム印が押された等級の記録があり資格喪失年月日が記載されておらず、生年月日の記載が間違っている上、昭和25年4月1日以降の勤務先であるJ事業所(事業主は、B事業所)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の名前は確認できない。

また、請求者が昭和24年4月1日の資格取得時に払い出された厚生年金保険の被保険者台帳記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳索引票、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びL機関から提出された厚生年金被保険者名簿によると、それ以前に払い出された被保険者台帳記号番号に重複取消されたことが確認できるものの、統合先の厚生年金保険被保険者台帳には、A事業所及びJ事業所に係る被保険者期間の記載が確認できない。

さらに、請求者と異動時期が異なる同僚の一人は、J事業所において、昭和24年4月1日から昭和26年6月30日までの期間をM担当として勤務したと回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、当該期間の記録はA事業所の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、複数の同僚が、請求者と同時期にA事業所からJ事業所に異動した旨の回答又は陳述をしているところ、当該同僚の被保険者記録について、1) 異動後となる期間について、J事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できないこと、2) A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者記録は、請求者と同様に「28.11.1」のゴム印と等級記録があり、資格喪失年月日が記載されていないこと、3) 厚生年金保険被保険者台帳のA事業所に係る記録は、昭和28年11月1日の法改正の記録を抹消し、昭和25年4月1日資格喪失とされており、J事業所に係る記録がないことが確認できる。

以上のことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録は、A事業所において継続して管理されていたことが推認され、J事業所へ異動したことを理由として被保険者ではなくなったとする合理的理由は見当たらない上、社会保険出張所(当時)においてA事業所及びJ事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和25年4月1日から同年12月22日までの期間について、A事業所において厚生年金保険被保険者であったものと認められることから、同事業所における資格喪失年月日を、昭和25年4月1日から退職年月日の翌日である昭和25年12月22日とすることが妥当である。

また、昭和25年4月から同年11月までの標準報酬月額については、厚生年金

保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

請求期間のうち、昭和 25 年 12 月 22 日から昭和 26 年 1 月 1 日までの期間について、上述の労務台帳によると、請求者の退職年月日は昭和 25 年 12 月 21 日と記載されており、退職後の期間であることが確認できる上、E 事業所、L 機関及び請求者は、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、厚生年金保険の取扱い及び退職月である昭和 25 年 12 月に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の昭和 25 年 12 月 22 日から昭和 26 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 25 年 12 月 22 日から昭和 26 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。